

省庁の公文書管理のあり方を見直す報告書がまとまった。これで、相次ぐ文書廃棄や改ざんに、歯止めをかけられるか。

地方部 高倉 正樹

公文書は内容によって、一年から最長三十年までの保存期間が定められている。期限が来たら、廃棄か、期限延長か、あるいは重要資料として国立公文書館に移すかを決める。だが、保存期間を含め、判断はすべて各省庁の内部規定に任ざれている。今回の見直しの狙いは、省庁の恣意的な判断を防ぎ、保存すべき文書を漏れなく収集できる仕組みを整えることにある。

昨年末から議論を重ねてきた官房長官の私的懇談会は二十八日、①所管省庁に関係なく、文書を集中保管する「中間書庫」を創設する②重要文書か否かの判断基準を統一する③文書管理の専門家「アーキビスト」の資格を設け、人材を養成する――などを報告書にまとめ、提言した。来年度をめどに順次、制度化する見通しだ。

公文書管理を巡る不祥事は後を絶たない。厚生省(当時)による薬害エイズ事件のファイル隠し(一九九六年)をはじめ、最近も、警察の真金問題で、会計文書の廃棄が相次いで明るみに出たばかりだ。いずれも、事件が起きて発覚したに過ぎず、多くの文書が、省庁の勝手な判断で廃棄されていると考えるべきだろう。

一方、省庁が保有する情報の原則公開を義務つけた情報公開法の運用でも、文書管理の課題が浮上している。

二〇〇二年度に不開示決定された公開請求のうち、七割近い千七百四十九件は、「文書の不_レ存在」が理由だった。

保存すべき文書が廃棄された

透明な公文書管理 省庁判断に左右される保存作成統一基準や第三者関与が有効に

のか、あるいは必要な文書が作成すらされなかったのか。いずれにせよ、肝心の文書がなければ制度は機能しない。「情報公開と文書管理は車の両輪」と言われるゆえんだ。

文書管理の研究者や公文書館職員らでつくる記録管理学会の小谷允志会長は、「日本の行政組織は隠ぺい体質が根深く、国民への説明責任を果たすために文書を作り、きちんと管理するという基本理念が欠けている」と手厳しい。

報告書通りに実現すれば、公文書の管理体制は一歩前進する訳だが、世界水準に届くにはまだ不十分といえる。

例えば、文書作成義務や不正廃棄防止などを目的とする「文書管理法」を作るべきだとの提言は、「時期尚早」と見送られた。情報公開法と対になる法律とされ、諸外国の多くで制定されている。省庁の内規に頼る現状では、不正行為の歯止めが利きにくい。具体化に向けた議論を続ける必要がある。

さらに、第三者機関がチェックする仕組みも検討されたが、提言には結びつかなかった。米国には、国立公文書記録管理局(NARA)という独立組織があり、各省に専任の記録管理責任者が配置されている。国内でも、せめて省庁の事務担当者以外が、文書管理に関与する手立てを講じるべきだろう。

行政文書は、単に省庁が仕事の上で作った書類というだけではない。国の活動や意思決定過程を後世へと伝える国民の貴重な共有財産のはずだ。公文書管理の先進国とされる米国を支えるのは、「公文書制度は民主主義の本質」という理念だ。

施行四年目に入った情報公開法の見直し作業も始まった。引き続き、国民への説明責任を全うすべき文書管理の仕組みを自指す必要がある。